

静岡県告示第228号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社OBORO	沼津市石川484-3	ソウゾウのマナビヤ	富士市原田1301-6	令和7年3月1日	放課後等デイサービス	特定無し
合同会社aokua	掛川市北門264番地の15	kanoa	掛川市北門264番地の15	令和7年3月1日	放課後等デイサービス	特定無し